

栗原市ふるさとくりはら応援寄附金返礼品協力事業者募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさとくりはら応援寄附金事業(以下「本事業」という。)による栗原市への寄附促進と地場産業などのPR、販売促進及び地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)を提供する事業者(以下「協力事業者」という。)の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 市が募集する協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、市及び本事業に係る返礼品に関する業務を委託する業者(以下「返礼品運営等受託事業者」という。)が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないものとする。

- (1) 生産、製造、販売に関する各種法令及び条例等を遵守した商品又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 本社若しくは本店、支社若しくは支店、事業所若しくは工場が市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、市長が別に定める場合を除く。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でない者であること。
- (4) 市税の未納がないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、返礼品運営等受託事業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態にあること。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、次に掲げる要件を全て満たしている商品等とする。

- (1) 栗原市の魅力を伝えることができる商品等であること。
- (2) 栗原市で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの、栗原市内で栽培、採取、育成された原材料を使用しているもののいずれかに該当していること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内の数量的な安定供給が見込まれるものであること。
- (4) 飲食物については、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものであること。

- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していない商品等であること。
 - (6) 平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に該当しないものであること。
- 2 返礼品の設定について、前項に定める要件を満たしている商品等であれば、協力事業者内の商品等を組み合わせたもの、又は2以上の協力事業者による商品等の組み合わせも可能とする。ただし、2以上の協力事業者による商品等の組み合わせとする場合は、市及び返礼品運営等受託事業者その他ふるさとくりはら応援寄附金事業に関する窓口は、1協力事業者であることとする。
- 3 返礼品の金額は、送料を除き、消費税、梱包料等の必要経費を含め、寄附金額に応じ次のとおりとする。ただし、市長が別に定める場合を除く。

寄附金額	返礼品金額
1,000円～ 9,000円	提案のあった返礼品の価格と想定される最大送料を踏まえたうえで提案を行った登録事業者と市が協議を行い、送料込みの価格を市が設定する。
1万円以上	寄附金額の3割以内で市が設定する。

(返礼品運営等受託事業者)

第4条 効率的な業務の運営、顧客及び配送等に係る個人情報 の適正管理、クレーム対応等に万全を期すため、返礼品に関する業務について、市は事業者（以下「返礼品運営等受託事業者」という。）に委託する。

(平成30年2月1日一部改正)

(協力事業者等の登録申請)

第5条 協力事業者及び返礼品の登録を申請するときは、市長が定める日までに、ふるさとくりはら応援寄附金返礼品協力事業者等登録申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、返礼品運営等受託事業者から、その業務のために必要とする書類等の提出が求められたときは、当該書類等を返礼品運営等受託事業者に提出しなければならない。

(協力事業者等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、第2条及び第3条に規定する要件に適合するか否かを審査し、その結果をふるさとくりはら応援寄附金事業協力事業者等登録（承認・不承認）

決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 応募された返礼品に同一のものがあつた場合、提供価格及び提供可能数等を比較し、決定するものとする。ただし、現在提供している返礼品と同一のものについては、不承認とする。

（返礼品の変更、追加）

第7条 前条の規定により協力事業者の登録の決定を受けた申請者（以下「登録事業者」という。）は、市が登録した返礼品（以下「登録返礼品」という。）の内容を変更しようとするとき又は返礼品を追加登録しようとするときは、ふるさとくりはら応援寄附金事業返礼品変更・追加登録申請書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1項後段の規定は、前項の申請において準用する。

- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があつたときは、変更又は追加の可否を決定し、その結果をふるさとくりはら応援寄附金事業返礼品変更・追加登録（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により登録事業者に通知するものとする。

（協力事業者の登録の抹消）

第8条 登録事業者は、協力事業者の登録を抹消しようとするときは、ふるさとくりはら応援寄附金事業登録抹消届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力事業者の登録を抹消することができる。

- (1) 前項の規定による届出があつたとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により登録の決定を受けたとき。
- (3) 第2条又は第3条の要件を満たさなくなつたとき。
- (3) この要領の規定に違反したとき。
- (4) 栗原市の信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、ふるさとくりはら応援寄附金事業協力事業者登録取消通知書（様式第6号）により登録事業者に通知するものとする。

（登録事業者の遵守事項）

第9条 登録事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本事業による個人情報の取扱いについては、栗原市個人情報保護条例（平成24年条例第3号）及び関係法令を遵守すること。
- (2) 登録返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があつた場合は、登録事業者と返礼品運営等受託事業者との契約に基づき、双方にお

いて真摯に対応し、解決に努めること。

(3) 本事業で知り得た情報を、他の目的に使用してはならない。

(4) 登録した事業者情報に変更があった場合は、当該変更の内容について速やかに市長に届けること。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に協力事業者として本事業による返礼品の提供を行っている者は、この要領による登録事業者とみなす。

3 この要領の施行の際、前項の規定により登録事業者とみなされたものが現に提供している返礼品は、この要領による登録返礼品とみなす。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ふるさとくりはら応援寄附金返礼品協力事業者等登録申請書

年 月 日

栗原市長 殿

申請者

所在地

名称

代表者名

印

ふるさとくりはら応援寄附金事業における協力事業者及び返礼品を登録したいので、栗原市ふるさとくりはら応援寄附金返礼品協力事業者募集要領第5条の規定に基づき、申請します。

また、本申請にあたり、要領第2条に規定する要件を満たしていることを誓約するとともに、栗原市職員が市税の収納状況を確認することに同意します。

事業者名称			
事業者の業種・業務内容			
登録する返礼品		名称	詳細（商品等の特徴、取扱い時期及び数量、寄附区分）
連絡先	担当者所属・氏名		
	電話番号		
	F A X 番号		
	電子メールアドレス	@	

様

栗原市長

印

ふるさとくりはら応援寄附金事業協力事業者等登録
（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました協力事業者及び返礼品の登録について、下記のとおり決定しましたので、栗原市ふるさとくりはら応援寄附金返礼品協力事業者募集要領第 6 条の規定により通知します。

記

1 承認する（登録番号： ）

提案された返礼品の採用状況は次のとおり。

No.	名称	採用不採用の区分
		<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用（理由 ）
		<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用（理由 ）
		<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用（理由 ）

2 承認しない
理由

様式第3号（第7条関係）

ふるさとくりはら応援寄附金事業返礼品変更・追加登録申請書

年 月 日

栗原市長 殿

登録事業者（登録番号： _____）

所在地

名称

代表者名

印

ふるさとくりはら応援寄附金事業における返礼品の変更・追加登録をしたいので、栗原市ふるさとくりはら応援寄附金返礼品協力事業者募集要領第7条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

記

返礼品の変更

	変更前	変更後
名称		
詳細（商品等の特徴、取扱い時期及び数量、寄附区分）		
変更理由		
備考		

返礼品の追加

追加登録する返礼品	名称	詳細（商品等の特徴、取扱い時期及び数量、寄附区分）

登録事業者（登録番号： ）
様

栗原市長

印

ふるさとくりはら応援寄附金事業返礼品変更・追加登録
（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました返礼品の変更・追加登録
について、下記のとおり決定しましたので、栗原市ふるさとくりはら
応援寄附金返礼品協力事業者募集要領第7条第3項の規定により通知
します。

記

□返礼品の変更

- 1 承認する
承認の内容

- 2 承認しない
理由

□返礼品の追加

- 1 承認する
追加提案された返礼品の採用は次のとおり。

No.	名称	採用不採用の区分
		<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用（理由 ）
		<input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用（理由 ）

- 2 承認しない
理由

様式第5号（第8条関係）

ふるさとづくりはら応援寄附金事業登録抹消届出書

年 月 日

栗原市長 殿

登録事業者（登録番号： _____）

所在地

名称

代表者名

印

ふるさとづくりはら応援寄附金事業における協力事業者の登録を抹消したいので、栗原市ふるさとづくりはら応援寄附金返礼品協力事業者募集要領第8条第1項の規定に基づき、届け出ます。

記

抹消理由	
抹消年月日	年 月 日
備考	

様式第6号（第8条関係）

第 年 月 日
号

登録事業者（登録番号：
様

栗原市長

印

ふるさとづくりはら応援寄附金事業協力事業者登録取消通知書

協力事業者の登録について、下記のとおり抹消したので、栗原市ふるさとづくりはら応援寄附金返礼品協力事業者募集要領第8条第2項の規定により通知します。

記

抹消理由	
抹消年月日	年 月 日
備考	